

改定後	改定前
2. (定義) ① a . . . 支払指図を、関係銀行に対して 発信すること b . . . 支払指図を、関係銀行に対して 発信すること <u>c (条文削除)</u> ③ <u>支払銀行</u> ④ <u>関係銀行</u> <u>支払銀行</u>および<u>送金のために</u> 3. (送金の依頼) ② 送金の依頼にあたっては、当行所定の外国 送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方 法、<u>支払銀行名・店舗名、受取人名、受取</u> <u>人口座番号、受取人の住所、送金金額、依</u> <u>頼人名、依頼人の住所・電話番号、関係銀</u> <u>行手数料の負担者</u>区分など当行所定の事 項を正確に記入し、署名または記名押印の うえ、提出してください。 (2) ① <u>外国送金依頼書に、送金原因</u> (3) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当 行に、送金資金の他に、当行所定の送金手 数料・<u>関係銀行手数料</u> . . . 4. (送金委託契約の成立と解除等) (2) 前項により送金委託契約が成立し、<u>外国送</u> <u>金取引を実行したときは、</u>当行はその取引 実行内容に関して、外国送金計算書等を交 付します。 (3) 第1項により送金委託契約が成立した後 においても、当行が関係銀行に対して支払指 図を発信する前に次の各号の事由の一に でも該当すると認めたときは、当行から送 金委託契約の解除ができるものとします。 この場合、解除によって生じた損害につい ては、<u>当行の責に帰すべき事由によるとき</u> <u>を除き、</u>当行は責任を負いません。	2. (定義) ① a . . . 支払指図を、関係銀行に対して 発信すること (<u>通知払</u>) b . . . 支払指図を、関係銀行に対して 発信すること (<u>通知払・請求払</u>) <u>c 外国にある他の金融機関を支払人とし</u> <u>て、送金依頼人が指定する者を受取人と</u> <u>する送金小切手を送金依頼人に対して</u> <u>交付すること</u> ③ <u>受取人取引銀行</u> ④ <u>関係銀行</u> <u>受取人取引銀行</u>および<u>送金のために</u> 3. (送金の依頼) ② 送金の依頼にあたっては、当行所定の外国 送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方 法、<u>受取人取引銀行名・支店名または支店</u> <u>の住所・電話番号、受取人名、受取人口座</u> <u>番号または受取人の住所、送金金額、依頼</u> <u>人英文名、依頼人の住所・電話番号、支払</u> <u>銀行手数料の負担区分</u>など当行所定の事 項を正確に記入し、署名または記名押印の うえ、提出してください。 (2) ① <u>外国送金依頼書に、送金目的</u> (3) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当 行に、送金資金の他に、当行所定の送金手 数料・<u>支払銀行手数料</u> . . . 4. (送金委託契約の成立と解除等) (2) 前項により送金委託契約が成立したとき は、当行はその取引実行内容に関して、外 国送金計算書 (<u>仕向送金</u>) 等を交付し、<u>送金</u> <u>小切手の場合には、併せて送金小切手を交</u> <u>付します。</u> (3) 第1項により送金委託契約が成立した後 においても、当行が関係銀行に対して支払指 図を発信する前または<u>送金依頼人に対し</u> <u>て送金小切手を交付する前に</u>次の各号の 事由の一にでも該当すると認めたときは、 当行から送金委託契約の解除ができるも のとなります。この場合、解除によって生じ た損害については、当行は責任を負いませ

①取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規や各国の<u>経済制裁関連の法規に違反するときまたはそのおそれがあるとき</u> (4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、<u>当行所定の受取書等に</u> (5) ・ ・ ・ 送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由によるときを除き、当行は責任を負いません。</u> (6) <u>当行が送金の依頼を承諾した以降、当行は、送金の依頼を実行するために必要な資金を調達するなど送金の依頼を実行するために必要な準備行為を行うことができるものとします。</u> (7) <u>前項に基づき、当行が送金の依頼を実行するために必要な準備行為をした場合において、送金資金等の不受領、送金の依頼の取消しその他当行の責めに帰さない事由により送金委託契約が成立しなかった場合、並びに契約成立後の解除等当行の責めに帰さない事由により送金委託契約が事後的に解消された場合には、準備行為により発生した手数料、費用、その他当行に生じた損害について、送金依頼人の負担とし、直ちに弁済するものとします。</u> 5. (支払指図の発信等) (1) ・ ・ ・ 遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。 (2) ・ ・ ・ 関係銀行によってさらに<u>送金受取人に伝達されることがあります。</u> ③「(条文削除)」 (5) 前3項の取扱いによって生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由によるときを除き、当行は責任を負いません。</u> 6. (手数料・諸費用) (1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・<u>関係銀行手数料</u>その他・ ・ ・ (2) ①<u>照会手数料</u> ②<u>変更手数料</u> ③<u>組戻手数料</u>	ん。 ①取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき (4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、<u>当行所定の受領書等に</u> (5) ・ ・ ・ 送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 5. (支払指図の発信等) (1) ・ ・ ・ 遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信し、または<u>送金小切手を送金依頼人に対して交付します。</u> (2) ・ ・ ・ 関係銀行によってさらに受取人に伝達されることがあります。 ③<u>受取人の口座番号・住所、その他受取人を特定する情報</u> (5) 前3項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 6. (手数料・諸費用) (1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・<u>支払銀行手数料</u>その他・ ・ ・ (2) ①<u>トレーサー(照会)手数料</u> ②<u>仕向送金変更手数料</u> ③<u>仕向送金組戻手数料</u>
---	---

④電信料、郵便料 ⑤その他照会、<u>変更</u>、組戻しに関して生じた手数料・諸費用 8. (受取人に対する支払通貨) ①<u>支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨</u> 9. (取引内容の照会等) (2) 当行が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、・・・これによって生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由によるときを除き</u>、当行は責任を負いません。 (3) 当行が発信した支払指図について、関係銀行による・・・ 10. (依頼内容の変更) (1)・・・送金金額、<u>関係銀行を変更する場合</u> ①・・・当行所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した・・・第4条第2項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 ②・・・内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。 (2)・・・また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由によるときを除き</u>、当行は責任を負いません。 11. (組戻し) (1) ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、・・・第4条第2項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 ②当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行	④電信料、郵便料 ⑤その他照会、<u>内容変更</u>、組戻しに関して生じた手数料・諸費用 8. (受取人に対する支払通貨) ①<u>受取人取引銀行の所在国の通貨と異なる通貨</u> 9. (取引内容の照会等) (2) 当行が発信した支払指図または交付した<u>送金小切手</u>について、関係銀行から照会があった場合には、・・・これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 (3) 当行が発信した支払指図または交付した<u>送金小切手</u>について、関係銀行による・・・ 10. (依頼内容の変更) (1)・・・送金金額を変更する場合 ①当行所定の外国送金内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した・・・第4条第2項に規定する外国送金計算書(<u>仕向送金</u>)等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。なお、<u>送金小切手が送金依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。</u> ②・・・<u>外国送金</u>内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。 (2)・・・また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 11. (組戻し) (1) ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の<u>外国送金組戻依頼書</u>に、・・・第4条第2項に規定する外国送金計算書(<u>仕向送金</u>)等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。なお、<u>送金小切手が送金依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。</u> ②当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行
---	---

が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。 (2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由によるときを除き</u>、当行は責任を負いません。 12. (通知・照会の連絡先) (2) 前項において・・・これによって生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由によるときを除き</u>、当行は責任を負いません。 13. (災害等による免責) ⑤送金依頼人から受取人への<u>メッセージ</u>に関して生じた損害 ⑦<u>成年後見制度利用に関する届出書を受領する前に生じた損害</u> 17. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由がある</u>と認められる場合には、<u>当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) 前(1)の変更は、<u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	が適当と認める関係銀行および伝送手段により、<u>外国送金組戻依頼書</u>の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。 (2) 前項の組戻しの依頼にあたっての<u>外国送金組戻依頼書</u>の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受領書等の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 12. (通知・照会の連絡先) (2) 前項において・・・これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 13. (災害等による免責) ⑤送金依頼人から受取人への<u>連絡事項</u>に関して生じた損害
---	--

以上